

平成 29 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 3 号）

平成 29 年 12 月 13 日（水曜日）

平成 29 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 29 年 12 月 13 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分開議

議事日程 (第 3 号)

日程第 1 市政に関する一般質問

- |           |   |
|-----------|---|
| 大 栗 民 江 君 | 1. 子どもを産む希望を叶える社会づくりについて<br>2. 高齢者の助け合い、支え合いの社会づくりについて<br>3. 誰もが投票しやすい環境づくりについて |
| 関 野 常 勝 君 | 1. 公有財産について<br>2. 学校教育について  |
| 水 間 健 太 君 | 1. 環境政策について   |
| 日 里 雅 至 君 | 1. 中心市街地活性化について<br>2. 特別支援教育の推進について   |
| 宇 治 則 幸 君 | 1. 通信基盤の整備推進について<br>2. 防災・減災対策について<br>3. 職員の研修等について                             |
| 本 間 敏 行 君 | 1. 交通安全について   |

出席議員 (18 名)

- |     |      |             |     |      |           |
|-----|------|-------------|-----|------|-----------|
| 議 長 | 18 番 | 北 猛 俊 君     | 副議長 | 8 番  | 天 日 公 子 君 |
|     | 1 番  | 大 栗 民 江 君   |     | 2 番  | 宇 治 則 幸 君 |
|     | 3 番  | 石 上 孝 雄 君   |     | 4 番  | 萩 原 弘 之 君 |
|     | 5 番  | 岡 野 孝 則 君   |     | 6 番  | 今 利 一 君   |
|     | 7 番  | 岡 本 俊 君     |     | 9 番  | 日 里 雅 至 君 |
|     | 10 番 | 佐 藤 秀 靖 君   |     | 11 番 | 水 間 健 太 君 |
|     | 12 番 | 関 野 常 勝 君   |     | 13 番 | 洪 谷 正 文 君 |
|     | 14 番 | 後 藤 英 知 夫 君 |     | 15 番 | 本 間 敏 行 君 |
|     | 16 番 | 広 瀬 寛 人 君   |     | 17 番 | 黒 岩 岳 雄 君 |

欠席議員 (0 名)

説 明 員

市 長 能 登 芳 昭 君 副 市 長 石 井 隆 君

総務部長 若杉勝博君  
保健福祉部長 鎌田忠男君  
ぶどう果樹研究所長 川上勝義君  
看護専門学校長 澤田貴美子君  
財政課長 藤野秀光君  
教育委員会委員長 吉田幸男君  
教育委員会教育部長 山下俊明君  
農業委員会事務局長 佐藤正義君  
監査委員事務局長 佐藤清理君  
公平委員会事務局長 佐藤清理君  
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

市民生活部長 長沢和之君  
経済部長 後藤正紀君  
建設水道部長 吉田育夫君  
総務課長 高田賢司君  
企画振興課長 西野成紀君  
教育委員会教育長 近内栄一君  
農業委員会会長 東谷正君  
監査委員 宇佐見正光君  
公平委員会委員長 中島英明君  
選挙管理委員会委員長 堀川真理君

事務局出席職員

事務局長 川崎隆一君  
書記 佐藤知江君

書記 今井顕一君  
書記 倉本隆司君

午前10時00分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、

大 栗 民 江 君

佐 藤 秀 靖 君

を御指名申し上げます。

### 日程第1 市政に関する一般質問

議長(北猛俊君) 日程第1、昨日に引き続き、市政に関する一般質問を行います。

それでは、ただいまより大栗民江君の質問を行います。

1 番大栗民江君。

1 番(大栗民江君) -登壇-

おはようございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

1 件目は、子供を産む希望をかなえる社会づくりについてお伺いします。

不育症への支援についてです。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは違い、妊娠はするけれども、2回以上の流産や死産、新生児死亡がある場合、不育症の可能性が高いと言われています。また、1人目は普通に授かったけれども、2人目、3人目で不育症の検査、治療を行う場合もあると言われています。不育症は、不妊症に比べて一般に広く知られておらず、認知度が低い状況にあります。そのため、結果的に受診につながらないことも多く、わらにもすすがる思いで病院を訪れても、費用が保険適用されない場合などがあり、大変高額となるなど、若い御夫婦にとっては治療に取り組むことが経済的に厳しい状況にあります。

厚生労働省の研究班によりますと、毎年、妊娠する女性のうち約4%が不育症と見られ、国内における患者は推計で140万人ほどおり、年間約3万人が新たに発症しているとされています。原因は人によってそれぞれ違いますが、適切な診断や治療を受けることで、約85%が無事に出産までたどり着くことができると言われています。近年、晩婚化と高齢出産の傾向が高まる中であって、妊娠の確率が低く少子化の一因にもつながっていることを考えると、富良野市の子育ての根本となる赤ちゃんを授かることの重大な問題について支援が必要と考えます。

本市では、特定不妊治療費助成を実施していただいておりますが、少子化対策をさらにもう一步前に進めていただくために、不育症への支援について、3点お伺いいたします。

1 点目は、不育症に関する周知についてです。

不育症について知らないために、適切な治療につながらない場合があります。より多くの皆様に理解をしていただき、適切な治療につなげていけるよう、市民に対して不育症に関する周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2 点目は、不育症に対する相談体制についてです。

不育症は、赤ちゃんを亡くしたという喪失感や精神的ダメージが大きい病気でもあります。厚生労働省研究班では、不育症例の15.4%に抑鬱や不安障がいがあり、十分な時間をかけて次回妊娠への対応や説明を受けることによってストレスが改善することが明らかになっております。カウンセリングを受けられた方のほうが次の妊娠率が高く、妊娠予後も良好であるとされております。

不育症について不安を持つ方々を支援するために、本市では、こうした相談体制をどのように考えているのでしょうか。

3 点目は、不育症への助成についてです。

不育症に対する検査や治療は高額で、また、治療に要する期間も長くなるため、患者にとっての経済的負担は大変大きいものがあります。北海道では、特定不妊治療費助成と不育症治療費助成事業を行い、不育症の助成制度を実施する自治体も26市町村と、少しずつですが、広がっております。

富良野市においては、少子化対策の観点から、特定不妊治療の助成をしていただいておりますが、不育症に対しても助成していただけないかどうか、お伺いいたします。

2 件目は、高齢者の助け合い、支え合いの社会づくりについてお伺いします。

少子高齢社会となり、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を目前に控え、自助、共助、公助に加え、互助力が叫ばれるようになっております。

高齢者の方々がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、本市ではどのような支援が必要で、また、どのような支援が可能となるのか、制度化された支援の共助なのか、公助で行くのか、さらに、地域やボランティアなどによる互助で行くには、そこにどんなシステムを構築していける可能性があるのかなどなど、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた取り組みが大切になっていると考えます。

自分のことは自分でする、自分たちのことは自分たちの地域で助け合おうと思っても、地域では町内会役員の担い手不足や未加入世帯、高齢者世帯が増加しており、

地域を取り巻く環境も大きく変化をしています。特に、ごみ分別方法が変更されたことに伴い、いままでは固形燃料ごみで排出していたごみをプラごみときちんと分別し、排出することができるのだろうかなど、不安や戸惑いの声を見聞きするところです。市民生活に身近なごみ出しや雪国ならではの除雪など、市民の協力が欠かせない協働は、福祉施策との連携が大切と考えますが、今後の考え方、体制、取り組みについてお伺いします。

1点目は、ごみ出し困難者に対する支援体制について、平成28年4定にて行った一般質問では、ごみ出し支援などの日常生活支援は互助による支え合いが肝要であり、日ごろからの友人や隣近所の住民、ボランティアなどの多様な支援が想定されることから、今後、生活支援体制整備事業を通じた支援のあり方について検討を行っていくとの御答弁をいただきましたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目は、除雪の問題は、自然が相手なだけに、町内においてもいろいろな困難を抱えております。高齢者のみの世帯は年々増加し、加齢に伴う足腰など身体機能の低下などにより、玄関先、住宅周りなど身近な除排雪に困難を来す高齢者の方がより一層増加していくと予想されます。

本市では、高齢者などへの除雪対策として、緊急避難経路を確保するための除雪ヘルパー派遣事業がありますが、今後、拡充の考えはあるのか、お伺いします。

3点目は、誰もが投票しやすい環境づくりについてお伺いします。

障がい者などへの選挙の取り組みについてです。

公職選挙法の改正により、成年被後見人の選挙権が回復し、認知症高齢者や障がいをお持ちの方々への投票機会確保の改善が図られています。高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予想される中において、投票環境のバリアフリー化は、投票所における階段などの段差をなくすハード面の整備に加え、ソフト面でも投票しやすい支援が大切と考えます。

自治体では、公職選挙法の改正に伴い、障がい者、高齢者の方々を理解し、支援するために、投票所接遇マニュアルを作成する動きが始まっております。東京都の狛江市では、選挙事務における成年被後見人に多い知的障がい者や認知症高齢者、また、成年被後見人ではないけれども、投票所において支援を必要とするの方々への一般的な対応マニュアルを作成されております。内容は、知的・精神・発達障がいのそれぞれの特徴をつかみ、接し方や配慮すべき点を具体的に示されております。また、聴覚障がいに対応する簡単な手話ハンドブックや、投票用紙に文字を記入することが困難な方が代理投票を利用する際に使用する、はい、または、いいえに丸をつけるだけの簡易な支援カードを狛江市独自に作成し、マニ

アルに組み込まれております。

急速な高齢化が進む中では、障がい者だけではなく、高齢者も含め、誰もが投票しやすい環境をつくることはますます大切と考え、本市の取り組みについて2点お伺いします。

1点目は、投票所では、投票に来てくださる有権者に障がいがあるかどうかについての情報はなく、特に見た目ではわからない障がいをお持ちの有権者については、ハード面のみでは対応することが困難な状況にあるため、投票事務を担当する職員があらかじめ知識と理解を持って対応できるよう、ソフト面として障がいの特徴や接し方などをよく理解できる職員向けの対応マニュアルを作成し、配付してはどうかと考えますが、御見解をお伺いします。

2点目、昨年4月より障害者差別解消法が施行され、富良野市では、法律の趣旨や障がいに対する理解が深まるよう、「ともに生き・ともに暮らせるまち ぶらの」を目指して尽力されていると思います。投票に際しても、聴覚に障がいのある方や知的に障がいのある方など、言葉によるコミュニケーションを苦手とされている方々に対して、視覚的にお願いしたいこと、伝えたいことの質問と答えをイラストにして、支援を必要とされる項目を指し示していただいて、意思疎通を図るコミュニケーション支援ボードを作成されてはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

大栗議員の御質問にお答えいたします。

1件目の子供を産む希望をかなえる社会づくりについての、不育症への支援についてであります。

不育症につきましては、不妊治療に比べて社会における認知度はまだ低く、高額な治療費による経済的負担に加え、繰り返す流産や死産の体験による精神的負担から、出産を諦める方も少なくない、このような状況であるというふうに認識いたしております。不育症は、適切な診断や治療を行えば約80%以上が出産に至るとの報告もあることから、少子化対策として、子供を産みたいという方の希望をかなえるためにも、不育症に関する正しい知識を市民に周知することが必要であり、市のホームページ等で周知を図ってまいります。

次に、不育症に対する相談体制であります。不妊や不育に関する相談に関しましては、北海道が女性の健康サポートセンターの事業の中で、道立保健所の保健師が面接あるいは電話による相談対応を行っているところであります。また、旭川医科大学病院産科婦人科におきま

しては、医師が不妊症や不育症に関する専門的な相談に対応しております。本市といたしましては、これらの専門的な相談窓口の周知や紹介に努めてまいります。

次に、不育症への助成についてであります。不育症の検査や治療は保険適用で行えるものもありますが、保険適用外の検査や治療も多く、経済的な負担が大きいことも治療を諦める原因の一つとされているところであります。本年度から、北海道や政令市の札幌市、中核市の旭川市や函館市を初め、道内の他市町村においても不育症治療費に対する助成事業が開始されていることは承知しておりますが、本市といたしましては、今後、さらに情報収集に努めてまいります。

次に、2件目の高齢者の助け合い、支え合いの社会づくりについての、助け合い、支え合いについてであります。

第6期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者が住みなれた地域での暮らしを続けられるように、生活支援体制整備事業において、平成28年7月に富良野市社会福祉協議会に配置いたしました生活支援コーディネーターが中心となり、地域での多様な関係者が集まり、地域でのニーズの課題やその解決方法などを論議する場となる協議体の設置をモデル的に進め、山部地区では地域福祉推進会議の役員や民生委員児童委員などによる話し合いがスタートしたところであります。

また、本年度は、高齢者の生活にかかわる各種サービスなどの地域支援について、生活支援コーディネーターが情報の収集を進めているところであります。さらに、担い手づくりでは、ボランティアセンターの拡充に向け、ボランティア団体などの関係者と意見交換を行うとともに、ふれあいサロンの地域での支援者を対象としたサロン研修会やボランティアに関する講演会、研修会の開催などにより、これからの助け合い、支え合いによる地域福祉に向けた意識の高揚とボランティアやサポーターの育成に取り組んでおります。

今後、高齢者が生活する上で困難となっているニーズへの対応につきましては、地域住民の互助による助け合い、支え合い活動としてどのように取り組めるかなど、地域での話し合いの中から見出していくことが必要であると考えております。

次に、高齢者への除雪支援の拡充についてであります。現行の除雪ヘルパー派遣事業は、独居老人等の除雪困難世帯を対象に、緊急時に対応できるように降雪時に避難通路を確保するものであり、日常の除排雪等については、除排雪サービスを実施しているシルバー人材センターや民間事業所のサービスについて情報提供を行うこととし、現行制度の拡充については考えておりません。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、御答弁願います。

選挙管理委員会委員長堀川眞理君。

選挙管理委員会委員長（堀川眞理君） -登壇-  
おはようございます。

大栗議員の御質問にお答えいたします。

3件目の誰もが投票しやすい環境づくりについての、障がい者などへの選挙の取り組みについてであります。

平成28年4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止する不当な取り扱いの禁止と、負担が重過ぎない範囲で対応に努める合理的配慮の提供を定めております。また、平成25年6月30日から成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、成年被後見人の方も選挙権、被選挙権を有することとなりました。

成年被後見人に多い障がい者、認知症高齢者への理解と支援について、マニュアルを作成すべきとの質問ですが、選挙管理委員会では、各投票所に段差をなくするための簡易スロープや車椅子用の記載台を設置したり、投票用紙を押さえる文鎮を備えたりしております。また、選挙事務従事者には、選挙人に対しては親切、丁寧に対応するようお願いしております。障害者差別解消法で合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領をつくることに努めることとされておりますので、今後、ソフト面に対応するためのマニュアルの作成について、他の自治体の状況を参考に検討してまいります。

また、意思確認や要望の内容を絵カードにし、コミュニケーションを図る支援ボードを導入してはとの質問ですが、現在、そのような状況には筆談などで対応しております。マニュアルの作成と同様に、他の自治体の状況を参考に検討してまいります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） それでは、1件目の子供を産む希望をかなえる社会づくりについてお伺いいたします。

いま御答弁をいただいた中では、さまざまな周知及び理解をされていない方々への取り組みを開始していただけるのだと感じているところです。不育症への助成については、今後、情報収集をしていくということでした。少子化の観点から、男性への特定不妊治療費の助成もしていただいたところでありますが、この不育症は女性のメンタルな部分がございますので、しっかりと情報収集をかけていくという中では、どのような形で取り組んでいかれるのでしょうか。

お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

不育症につきましては、先ほども市長から答弁いたしましたとおり、非常に困っているお母さん方、御夫婦の方がいらっしゃるというのは重々認識しているところでございます。

不育症への助成につきましては、北海道がことし4月からスタートしたところでございまして、市内を管轄しております富良野保健所におきましては、まだ申請や相談等もないところであります。基本的には、道のほうでも支援しておりますので、まずはそういう助成制度があることの周知、そして、治療することで80%以上の方が出産できるような状況になっておりますので、まずはそういう周知を徹底してやりたいと考えております。

以上であります。

議長（北猛俊君） 1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） 不育症については、しっかりと検査、治療を行えば約85%の方が無事に出産までたどり着けるということで、厚生労働省の不育症研究班のほうでもポスターをつくっております。そういう方々がホームページやリーフレットなどさまざまな形で検査、治療につながり、無事、出産につながっていただけるような活動、支援をお願い申し上げます。

続きまして、高齢者の助け合い、支え合いについてお伺いいたします。

除雪の問題については、拡充は考えていないという御答弁でございました。そういう中で、今月の広報におきましても特集で除雪のことが載っております。道路におきましては積雪10センチで除雪します。しかし、除雪ヘルパーによる除雪は降雪15センチ以上という基準になっております。道路は10センチで来る、自分の玄関前はまだ来ないという差異がある中で、ここのところを拡充する考えも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長鎌田忠男君。

保健福祉部長（鎌田忠男君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

除雪につきましては、道路の除雪は、当然、市民生活におきまして日常的な交通体系を維持するということで、まずは第一義的に、緊急体制等を含めて道路を確保していくという考え方で進められているかと思います。市の福祉サービスの除雪につきましては、自分で行っていただくことが基本でありまして、そのところで、差はありますけれども、確実に確保していくということで考えているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） いまの御答弁で、差はありますけれどもということでしたが、今後は本当に高齢者がふえていきます。若いころは苦ではなかった除雪もいまでは苦になって、足腰が大変弱ってくる方々もふえていくことが予想されます。そういう方々にはシルバー人材センターを御紹介するなど、わかりやすい周知に努めていくということでありましたが、除雪ヘルパーを利用されている御家庭の対象者というのは、本当に大変な方々が年間2,000円ほどを負担して利用されております。ささいなことかもしれませんが、差があると認識していらっしゃるのであれば、そういう方々への対策、高齢者への対策ということで、差をなくすような考え方、また、今後の協議はできないのかどうか、再度お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 大栗議員の御質問に私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

大栗議員の御質問の趣旨はわかるのであります。ただ、富良野の現況におきましては、それぞれ御答弁申し上げましたが、私のところもそうですけれども、町内会あるいは町内会の班で、お隣がそういう状況であれば、やはり少し時間を割いてお手伝いすると。私は、同じ町内会に住んでいて、人としてそういうことが行われなければならないと思います。頼るというのは、高齢で動けない方は当然のことでありまして、そういう状況の中で、いま、町内会の活動の中でもそうやってお手伝いしているところがたくさんあるのですよ。ですから、困っている人に限定するだけではなく、そういう方がいらっしゃるのでしたら、町内会でできないだろうか、あるいは、もっと進んでやるのだったらどういう方法があるのだろうかとか、ただ困っている方をどうするのだという形の御質問ではなく、そういう検討の上で行政としてどうあるべきなのかという御質問をいただければ大変ありがたかったと思います。

先ほどちょっと語弊のある答弁をいたしました。差があるとか差がないという問題ではないと私は思います。地域と行政がそれぞれ連携しながら社会というのは成り立っているわけでありまして、そういう状況の中での地域でのあり方ということをいま一度検討する必要があるのかなと、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） 今後、さまざまな高齢者及び福祉計画が進んでいく中で、自助、互助、共助、公助のバランスがしっかりとれた取り組みであるべきだと思います。地域もいまはさま変わりをしてくいておりますので、地域の肩におもりを乗せるような形ではなく、時代の変

化に伴った取り組み、また、地域との話し合いをしっかりと進めていただきたいと思います。

最後に、選挙の取り組みについてお伺いいたします。

マニュアルの作成については今後検討していく、また、コミュニケーションボードに関しては、いまは筆談で対応しているという御答弁をいただいたところでございます。

障害者差別解消法が施行されて、来年の市長選で3度目の選挙になります。そういった中で、市が文鎮とかいろいろなものを用意していることを知らない方もいらっしゃると思います。そこで、使いたい方々が申し出やすいように、例えば耳マークとか、こういうものを御用意しておりますという周知のための表示も必要ではないかと思いますが、そういう配慮についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 大栗議員の再質問にお答えいたします。

今回、選挙への対応ということで、耳が不自由な方など障がいを持つ方が来られたときに、筆談などでも対応できることがわかるような表示についてでございます。市役所の各部署の窓口等にも筆談対応というマークの張り出しがございますので、筆談でも対応できるという表示を掲示することについて、今後検討してまいりたいと思います。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） よろしいですか。

以上で、大栗民江君の質問は終了いたしました。

次に、関野常勝君の質問を行います。

12番関野常勝君。

12番（関野常勝君） -登壇-

さきの通告に基づき、2項目について質問させていただきます。

1件目は、未利用財産の旧寿光園跡地についてであります。

養護老人ホーム富良野市寿光園は、昭和46年に開設いたし、平成15年に現在地へ移転となり、旧施設は平成16年に取り壊され、現在は更地となっております。平成18年6月には富良野市未利用財産利活用基本方針が策定され、旧寿光園跡地も利活用処分が想定される、主な未利用財産の一つに位置づけられました。

基本的な考えとして、土地や建物などの市有財産については、市民共有の財産であることから、市が行政目的で公共の福祉のために利用することが最もふさわしいものであります。未利用財産において、行政目的がなくなり、将来的な利活用計画が定められていない財産も見受けられ、財産の用途廃止を決定したときは、遊休化を防

ぐため、その都度、利活用の方策を検討されているものと理解しております。

このことを踏まえた上で、山部地区総合振興協議会でも、平成24年から平成27年まで旧寿光園跡地の有効的な活用の見地から協議がなされて、市に要望をしましてまいりました。そのような中で、いま現在、旧寿光園跡地に隣接する市道をランニングまたは散歩するなどし、旧寿光園跡地において休憩する姿が見受けられます。市民の財産であるという観点から、この跡地をポケットパーク的に利用できる場として活用することにより、遊びの空間、健康増進の推進においても効果があると考えられます。

そこで、3点の質問をさせていただきます。

1点目は、旧寿光園跡地の現状についてです。

2点目は、地域要望についての話し合いが持たれたことがあるのか、お伺いいたします。

3点目、今後の利活用の方向性についてであります。

次に、教育行政の質問に移らせていただきます。

子供たちの学力向上について。

本市における学校教育は、現在、第2次富良野市学校教育中期計画に基づき、学びの大地に根差した富良野に育つ3本の木、知育の木、情意の木、健康の木のより高い調和を目指して進められております。

子供たちの学力・学習状況を調査するため、平成21年度から、文部科学省は、小学6年生と中学3年生を対象に全国学力・学習状況調査を毎年実施しております。本市の子供たちもこの調査に参加しており、市教育委員会において調査結果が公表されています。また、平成26年度から、北海道教育委員会では、国が定めた全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、一層きめ細くわかりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、北海道版結果報告書に市町村の結果を掲載し、公表しております。

市教育委員会では、北海道版結果報告書への掲載を同意しております。さらに、本市では、平成28年度から小学生を対象とした標準学力検査も実施するなど、全国並びに標準学力検査を分析し、学習指導方法の工夫、改善や学習環境づくりに取り組んでおられ、子供たちの教育に対する積極的な姿勢が感じられるところであります。

さて、本市は、大きく分けて富良野東中学校、富良野西中学校が設置されている市街地と、それ以外の小規模校が点在する各地に分かれています。先ほどの調査では、学校間の序列化や競争につながらないような配慮により、学校ごとの結果は公表されておられません。

このことを踏まえて、3点の質問をいたします。

1点目は、富良野の子供たちの学力向上に対し、平成29年度までの経年変化として、全国学力・学習状況調査結果をどのように分析しているのか、また、課題をどのように捉えているのか、お伺いいたします。



2点目は、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の概要報告書における課題分析によると、家庭学習の時間が少なく、充実・確保が必要であるとあるが、家庭学習の充実に対して教育委員会としてどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

3点目は、平成28年度教育行政評価報告書で、全国学力・学習状況調査事業についても記載されているように、夏休み、冬休みで学習サポート事業が実施されておりますけれども、この学習サポートをさらに充実するために、放課後や土曜日に定期的実施することにより、予習、復習の習慣化が図られると考えます。

そこで、学習サポートが必要な子供に対して、学校教員や学校支援ボランティア、退職教員などを活用した取り組みの考え方についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

関野議員の御質問にお答えいたします。

1件目の公有財産についての、未利用財産についてであります。

旧寿光園跡地につきましては、用途廃止後、地域要望を踏まえる一方、行政での利活用も見込めないことから、未利用財産利活用基本方針に基づきまして、公平・公正な財産活用と処分を図るため、未利用財産として市民等に公表してまいりました。昨年度から外資系投資家等による問い合わせがあったところでありますけれども、本年度、改めて、山部地区総合振興協議会を通じ、地域での利活用希望の有無を確認したところでありますが、地域から具体的な要望はありませんでした。今後は、民間活力による利活用を図るため、公売の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域要望についてであります。これまで山部地区総合振興協議会から市有地の有効活用として企業誘致や住宅分譲等の地域の提案、要望がありましたけれども、平成28年度以降は、市で対応がなされているものとして山部の地域要望には上がっていない状況でございます。

次に、今後の利活用につきましては、民間活力による利活用を基本に、今後、公売による処分を進めるとともに、現在取り組んでいる企業誘致事業と連携しながら関係機関への情報提供を行ってまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

おはようございます。

関野議員の御質問にお答えいたします。

2件目の学校教育についての、子供たちの学力向上についてであります。

全国学力・学習状況調査は、平成19年から開始され、本年度も、4月18日に、小学校6年生は国語と算数、中学3年生は国語と数学のテストが全国一斉に実施されたところであります。本市においては、この全国学力・学習状況調査の結果について、毎年、市PTA連合会、校長会、教育委員会の三者による富良野市学力向上推進プロジェクトを構成し、全国及び全道の平均正答率と本市の平均正答率を比較するなど結果について分析し、あわせて、保護者を初め、市民に対し、課題と授業改善のポイントを広報や市のホームページにおいて公表しているところであります。

また、本年は10回目を迎えたこともあり、過去10年の経年比較についても分析しておりますが、各実施年とも、各教科、領域においてほぼ全国平均正答率を上回るか、同値の成績となっている状況にあります。さらに、小学6年生時と中学3年生時の調査結果の比較においては、着実に学力が向上していると認識しているところであります。

この調査結果に基づいて明らかにされた課題については、学校での学力向上のための指導のポイントを把握し、授業改善を行うことはもとより、家庭における規則正しい生活習慣や生活リズム、学習習慣と児童生徒の学力に相関関係が認められることから、学校、家庭、地域の連携した取り組みが必要であると認識しております。

これまでも、各学校においては、家庭での学習機会を確保するための宿題、課題の設定や、家庭学習の手引などを配付しているところであり、教育委員会といたしましても、各学校と連携し、学力における課題の把握と学び直しの支援のため、昨年度から全小学校において実施している標準学力検査を活用するとともに、市PTA連合会との連携による家族の約束7カ条を作成し、家庭での規則正しい生活習慣の定着や家庭学習の習慣づけなどについて広めてきたところであります。今後も、家庭教育セミナー、研修会の開催とあわせ、より規則正しい生活習慣と家庭学習の定着について啓蒙してまいりたいと考えております。

次に、学習サポート事業については、児童生徒の学力向上はもとより、長期休業中における学習習慣や規則正しい生活リズムの定着化を目的として実施しているところであります。各学校では、児童生徒の学習習熟度に合わせた授業展開や授業改善を進め、学力向上に努めているところであります。定期的に学校を主体とした放課後や土曜日の学習サポート体制を構築することは、児童生徒の少年団活動や塾通いなど放課後の活動があることから困難であります。全国的には、コミュニティ・スクール協議会などが主体となり、地域の人材を活用した学

習サポート体制を構築している例もありますので、各コミュニティ・スクール協議会への情報提供を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

12番関野常勝君。

12番（関野常勝君） それでは、昨日の渋谷議員の質疑との重複を避けまして、未利用財産の3点目の旧寿光園跡地の利活用の方向性について、再質問させていただきます。

市としては民間に売却するという考え方であり、方向性としては理解するところであります。しかし、すぐに売却できればよいのですが、そうでなければ、先ほども質問の中で触れましたように、市民が気楽に休憩できる場所として簡単なベンチなどが欲しいという声があります。

期間限定であっても有効活用を図る考えはないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 関野議員の再質問にお答え申し上げます。

小公園の整備をしたらどうか、こういう関野議員の御質問でありましたけれども、毎年、地域としてそういう課題を整理した中でそれぞれの振興会を通じて御要望の形をとっているものですから、御質問は御質問として、今後、山部の振興会とも、再度、御相談を申し上げていきたい、いまはこのように考えております。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

12番関野常勝君。

12番（関野常勝君） 市長からの答弁は、理解いたしましたところでございます。

続きまして、教育行政のほうの質問に入らせていただきたいと思っております。

生活習慣、学習習慣と児童の学力に関係があり、その点で課題があるというお答えでありましたが、調査結果の概要の中でどのように課題分析をされたのか、具体的にお聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長山下俊明君。

教育委員会教育部長（山下俊明君） ただいまの関野議員の御質問にお答えさせていただきます。

学力・学習状況調査は、生活習慣が学力にどのような影響を及ぼすのかということも分析しているところであります。生活習慣については、この中で質問用紙により調査を行っております。

本年度の調査結果につきましては、残念ながら、宿題に取り組む割合が前年度より下がった数字が出ており、

また、復習に取り組む割合も、中学校では前年度と比較して下がっているという結果が出ております。さらに、ふだん、1時間以上学習しているかという設問に対しましては、昨年度は全国・全道平均を上回っていましたが、今年度につきましては、小学校、中学校とも全国・全道平均より低くなっております。家庭で宿題や予習、復習をしている児童生徒は、中学校では明らかに全国学力テストにおける全国平均正答率を上回っている結果が出ております。また、家庭での過ごし方では、平日に1時間以上テレビを見たりゲームをする児童生徒も全国平均を上回っており、相関関係を見ますと、テレビ、ゲームの時間が短い児童生徒のほうが全国平均を上回る結果が出ているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

12番関野常勝君。

12番（関野常勝君） いま、部長より、課題分析の中で特徴的な部分の答弁をいただきました。

家庭での学習が重要であると感じるとともに、学校での学習、家庭での学習の形成がさらに学力の向上につながるのではないかと考えております。また、家庭学習で生徒みずからが生活の改善を図れることが理想でありますけれども、平成28年度版調査結果の概要では、学年に応じた学習時間を確保するため、家での過ごし方の見直しを含めた家庭の協力が必要であると示されております。

この部分で具体的にどのような施策に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長山下俊明君。

教育委員会教育部長（山下俊明君） 関野議員の再質問にお答えいたします。

これは、課題ということで引き続きの取り組みになります。児童生徒の学力につきましては、学校が責任を持って取り組んでおり、授業の工夫や改善に全力を挙げて取り組むことはもちろんですが、先ほどの課題を受けまして、学校と家庭が力を合わせて家庭学習の習慣を身につけさせることが非常に重要な要素になっていると認識しているところであります。

家庭学習を習慣化し、定着させるには、規則正しい生活をする、例えば、挨拶をする、人の話を聞く、相手を思いやる、時間を守るなど、大人でも子供でも当たり前のことですが、そういう当たり前のことが当たり前にできるよう、各学校、家庭、地域で取り組んでいくことが重要と考えております。習慣といたしましては、PTA、関係機関と連携しまして、早寝・早起き・朝ごはん・みんなそろって晩ごはんの推進、家庭学習の手引や生活リズムチェックシートを活用した児童生徒の規則正しい生活習慣、学習習慣の確立、読書時間の確保を図つ

ていきたいと思ひます。

また、家庭との連携に際しましては、PTA連合会と連携して、家庭生活見直しのため、ノーテレビデー、ノーゲームデーの設定と市民への啓発、また、スマートフォン、携帯電話の使用については、保護者の協力を得ながら適切な電子メディアを使ってということで、家庭での約束づくり等について引き続きそれぞれの取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） よろしいですか。

以上で、関野常勝君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水間健太君の質問を行います。

11番水間健太君

11番（水間健太君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問いたします。

環境政策について質問いたします。

本市は、「分ければ資源、混ぜればごみ」を合い言葉に、市民の高い意識と協力により、リサイクル率約90%を誇り、全国でも有数の環境先進地域であります。特に固形燃料化の取り組みは、市民の分別の協力により、固形燃料化施設を持つ他自治体よりも低コストでの製品化ができています。このように、官民一体となった環境への取り組みは富良野市にとって誇れることであり、この取り組みを安定的に継続し、さらに高い次元を目指していく必要性があると感じます。

また、生産した固形燃料を市内で利用するエネルギーの地産地消の推進と真の循環システム構築のためには、三つの要素がしっかりと確立される必要があると考えます。一つ目に、集めるということで、これは、市民や事業者の協力が必要で、ルールに沿った分別が重要になります。二つ目に、つくるということで、固形燃料化で言えば、リサイクルセンターの固形燃料化施設での生産がこれに当たります。三つ目に、使うということで、製品化された固形燃料を地域でエネルギーとして利用することです。リサイクル率も非常に重要な指標であります。この集める、つくる、使うという循環システムが安定的に機能することが前提と思ひます。

そこで、3項目、14点について質問いたします。

まず、一つ目に、リサイクルセンターの運営管理についてお伺ひします。

最初に、固形燃料化施設及び機械設備の管理について、3点お伺ひします。

施設や機械設備の安定的な稼働のためには、施設を稼働させる担当が行う日常的な点検と修理業者など専門家が行う定期点検は欠かせないと思ひますが、現在の定期点検を行っている頻度と点検項目などの設定をどのように行っているのか、お伺ひします。

また、定期点検とあわせて、消耗品などの定期交換や計画的な修繕は、機械設備の安定的な稼働のために重要になってくると思ひます。修理業者へ依頼しなくても交換することができる比較的小さな修繕と、専門業者へ依頼する必要がある比較的大きな修繕の計画をどのように設定しているのか、また、中長期的な設備管理計画をどのように考えているのか、お伺ひします。

次に、設備についてですが、固形燃料化施設の機械設備は、現在の設備の前のものは15年利用し、平成14年に現在の設備に更新したと聞いています。現在の機械設備も15年が経過いたしました。後期総合計画には更新が予定されておりましたが、耐用年数や修繕費用との兼ね合いを考えると、新たな総合計画策定時には更新計画が盛り込まれる時期と推察されますけれども、機械設備の更新の考え方について見解をお伺ひします。

次に、事業系一般廃棄物について、2点お伺ひします。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、排出業者の責任において適正に処理することと産業廃棄物処理法で定められています。ほとんどの場合は、回収事業者に委託し、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられ、各処理施設に運搬し、処理されていると思ひます。

市の発行するガイドブックで明記されていますが、回収事業者から排出事業者への分別指導や周知はどのようになされているのか、それに関し、市から回収事業者へどのような対応を依頼しているのか、お伺ひします。

また、事業系一般廃棄物のうち、固形燃料ごみの専用袋に入れられ固形燃料化施設へ搬入された廃棄物には、家庭ごみとは質の違うごみが含まれる可能性もあるかと思ひます。ある程度は回収事業者により確認できていると思ひますが、回収時にその全てを確認することは難しいと思ひます。

回収・搬入時における確認作業はどのようにされているのか、お伺ひします。

次に、生産された製品である固形燃料の生産管理についてお伺ひします。

製品の原料が排出されるごみであることから、増産や減産調整が難しく、一般的な製造と同じ尺度ではかることは難しいと思ひますが、本市の長年の実績に鑑みると、詳細な生産計画を立てることができると思ひます。詳細な生産計画を立てることで、品質の向上や適切な在庫管理が実現し、生産された製品の適切で最適な利活用につ

なおります。それにより、安定的な循環サイクルの構築につながると考えることから、4点お伺いします。

本市では、年間約2,500トンの固形燃料ごみが搬入され、固形燃料化しています。したがって、年間の製品生産量はおのずと決まってくると思いますが、施設での生産能力の把握と、どれくらいの製品需要があるかの消費計画に基づいた生産計画をどのようにされているのか、お伺いいたします。

続いて、品質管理についてですが、先般、市民説明会を開き、プラスチックごみの分別について徹底を図りましたが、廃棄物の内容物により、生産される製品の質量や熱量などの品質に違いが出てくると思います。現在、生産された製品は、製紙工場、市外の地域暖房、市内のボイラーで利用されていますが、それぞれの燃焼システムによって適した製品の品質には相違が生じると思います。

生産される製品の質量や成分の含有量などのサンプリング調査を行い、品質評価別に在庫保管などの品質管理をすることで、将来的には燃焼システム別の利活用につながるなど燃焼システムへの負荷を小さくすることにつながると考えますが、品質管理についてはどのような見解をお持ちか、お伺いします。

また、今後の製品の消費需要に鑑みたとき、製品の品質や生産能力の向上に対してどのような見解を持っているか、お伺いします。

続いて、2項目めに、市民、事業者、市のそれぞれの役割分担について、3点お伺いいたします。

近年、本市においても海外観光客が増加しています。海外観光客の増加による宿泊施設不足への対応策の一つとして、来年6月15日に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されますが、法律の施行により、一般住宅地での観光客の宿泊を初め、さまざまな形態での住宅利用がなされると思います。その際のごみ出しなどの対応は市民も懸念しているところではありますが、住宅兼民泊利用などの場合、事業活動により発生したごみなのか、それとも、家庭生活により発生したごみなのかの判断が難しい状況も予測されます。

そのような場合の対応を明確にするために、ガイドラインなどの策定が必要と考えますが、市としての対応をどのように考えているのか、お伺いします。

また、観光・環境税の検討状況についてお伺いいたしますが、過去に観光・環境税について一般質問で取り上げられたときは、観光振興の観点での答弁でありました。私は、環境の観点でも検討が必要だと考えます。例えば、民泊などにより排出される廃棄物を適正に処理するための費用負担は、民泊利用者や民泊施設管理者がするべきだと考えます。

そのような視点での検討状況について見解をお伺い

いたします。

次に、高齢者などごみ出し困難者へのサポートについてですが、本市のごみの分別など環境政策はすばらしい取り組みだと思いますけれども、分別種別がふえるとともに、ごみ出しの回数や分別作業が大変になります。ほとんどの市民はルールに従って対応していますが、一方で、高齢者など、特に独居者はごみ出しや分別作業がふえ、苦勞している方もいると聞いています。

さらに高齢化社会が進展していく中で、ごみ出し困難者へのサポート施策を検討する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

続いて、3項目めに、資源・エネルギーの有効利用と実践について、2点お伺いします。

本市では、固形燃料の公共施設での利用や、ペレットストーブや太陽光発電システムの導入に対する再生可能エネルギー導入促進事業など、資源・エネルギーの有効利用について積極的に取り組んでいます。

しかし、富良野市の固形燃料や固形燃料ボイラーは、重油や灯油のような化石燃料と比べて供給の安定性やボイラーに及ぼす燃焼負荷の影響が一定しておらず、課題も多く、なかなか普及しない現状であると感じます。しかし、農村観光環境都市を目指す本市にとっては、環境保護、自然との共存の点で長期的な視野に立って取り組んでいく必要があると思います。

現在、市内の施設で固形燃料を利用しておりますが、まだまだ課題は多いと感じます。そこで、固形燃料の市内での利用についての長期展望と具体的な取り組みについてお伺いします。

また、再生可能エネルギーの推進についての現状と今後の展望についてお伺いし、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

水間議員の御質問にお答えいたします。

環境政策についての1点目、リサイクルセンターの運営管理についてであります。

固形燃料化施設の機械設備の管理につきましては、日常点検は運転管理委託業者が計器類の数値確認と各設備稼働時において異音点検をし、月1回の主要設備である破砕機や破袋機の刃の状態点検を実施しているところであります。また、平成25年度からは、2年に1回の専門業者による総合点検ということで、重点項目を設定し、詳細な点検を実施しているところであります。また、修繕計画につきましては、定期的に部品等の交換を要する修繕は運転管理委託業者が主に実施し、設備故障や大規模修繕に係るものは専門業者に依頼して実施しており、本年度からは重要設備である破砕機、破袋機、成型機の修繕について年次計画を立て行っているところでありま

す。

さらに、固形燃料化施設設備の更新計画についてであります。現在の設備が平成14年3月に更新され、15年が経過したところであり、一般的に廃棄物処理設備の使用年数は25年から30年程度であることから、平成33年度からの次期富良野市総合計画の後半において更新の検討が必要と考えております。

次に、事業系一般廃棄物についての、回収事業者から排出事業者への分別指導につきましては、回収事業者は、不適切な排出に対しては未回収とし、排出事業者への報告、さらに、市と連携した分別指導を行って対応しているところであります。また、施設搬入時における廃棄物の確認作業と対応につきましては、施設側の受け入れにおいて産業廃棄物などが発見された場合、市は、排出者を特定し、分別指導を行い、回収事業者に対しても分別指導の報告、注意喚起を行っております。

次に、固形燃料製品の生産管理についてであります。生産能力は1日15トンで、年間約2,500トンであります。1日当たり平均11トンの原料搬入に対応し、随時処理をしております。品質管理につきましては、固形燃料は3カ月に1回の割合で年4回の燃料分析を実施し、発熱量や灰分、塩素濃度など11項目の燃料分析をして、安定した結果を得ているところであります。固形燃料の出荷と在庫管理につきましては、最大の取引先の需要が暖房時期である冬期間であることから、出荷と在庫のバランスについては、夏場に出荷を抑え、在庫をふやし、冬場に在庫分を上乗せし、出荷しているところであります。

製品の品質向上につきましては、取引先から塩素濃度低減の要請があり、10月からプラスチック類の適正排出により対応しております。また、固形燃料の成型状態に係る要望もあり、設備の調整により圧縮成型された固形燃料製造に努めているところでございます。

次に、2点目の市民、事業者、市のそれぞれの役割についての、インバウンドの増加に伴い発生する廃棄物への対応と、市民、事業者、市のそれぞれの役割であります。住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法に係る事業者の廃棄物排出基準につきましては、現段階で、原則、他の事業所と同様に事業系での排出基準の適用を考えております。また、市民、事業者、市の役割分担として、市民は地域の環境美化、事業者は適正な廃棄物処理、市は事業者への分別指導と点検、確認であると考えております。

次に、高齢者等ごみ出し困難者へのサポートにつきましては、現在、介護サービスによる支援や収集業者が排出を行っておりますが、今後、どのようなサポート体制がよいのか、関係部署との協議や他市の状況を調査し、検討してまいります。

次に、観光客への観光・環境税の導入につきましては、今回は観光客が排出するごみ処理の視点での質問であり

ますが、現在、観光客が排出したごみにつきましては、通常、それぞれの観光・宿泊施設等から事業系一般廃棄物として排出され、回収業者を経由して処理されているところであり、分別、排出に対して役割を担っていることから、ごみ処理に関連した目的での観光・環境税の導入については考えておりません。

次に、3点目の資源・エネルギーの有効利用と実践についてであります。固形燃料の市内における利用拡大につきましては、現在の固形燃料ボイラー施設の稼働状況や、北海道立総合研究機構との協力による設備改善等の推移を見て進めてまいります。将来におきましては、農業ハウスへの利活用に向けた調査研究についても進めていきたいと考えているところであります。

再生可能エネルギー利用の推進につきましては、森林資源において、平成21年度よりペレットストーブ購入補助金を設け、33台の設置補助を行っているところであります。太陽光発電におきましては、平成25年度より住宅用太陽光発電システム設置補助金を設け、一般住宅9戸に補助を行っているところであります。また、公共施設におきましては、平成22年に扇山小学校に20キロワット、平成27年には東小学校に6キロワットの太陽光パネルを設置しております。平成25年には、民間企業が日麓中学校グラウンド跡地に508.8キロワットの太陽光発電システムを導入しているところであります。今後におきましても、再生可能エネルギーの利用目的、必要性について市民周知を図り、利用拡大を図ってまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、リサイクルセンターの管理については、定期点検等に関しては、委託業者が月1回、平成25年からは、2年に1回、専門業者による大がかりな点検をやると聞いていますけれども、点検日程の設定の仕方について、その月の何日あるいは第何曜日に点検を行うとか、そういった日程を設定されているのか、確認させてください。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

まず、お答えしましたように、日常点検は毎日ということですので、始業時に点検します。それから、月1回の定期点検につきましては、毎月、事前に曜日、時間等を設定し、周知して行います。また、2年に1回の点検は、2年に1回ということでは何日かに及ぶ場合がありますので、これも事前に設定した中で実施しております。

以上です。

議長（北猛俊君） 11番水間健太君。

11番（水間健太君） 日程については了解しました。

それから、点検の項目等の設定の仕方に関係することですが、日常の点検と月に1回の破袋機、破砕機などの刃の点検等もありますけれども、それらの点検の結果について、過去にどのような点検があって、どのような頻度で異常が起きたかなどを記録する点検記録簿的なものの管理はどうされているのか、お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 当然ですが、点検につきましては、点検項目を設定した中で記録として残しております。その中において、過去にどのような点検を行って、どのような問題があったかも記録として残し、それを参考にして実施しております。

以上です。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） 点検の管理表とか記録簿の関係ですが、そういったものをしっかりと管理して、委託業者と役所側の管理者が共有することが必要だと思うのです。

なぜそういう質問をしたかということ、昨年の破袋機の故障に関してもそうですが、年次計画を立てて点検されているということですが、小さな故障がないかなどの点検をしっかりとやることによって、大きい故障の予防にもつながると思うのです。それらをしっかりと計画を立てて点検しないと、昨年のように破袋機の刃の故障によって施設を長期間運転できないような状況になると、市民生活にも影響しますし、委託業者にもそれだけの負担をかけてしまうことになると思います。

少し専門的な話になりますが、それらの点検の結果によって細かい修繕が出てくると思います。僕も車の関係をやっているのでもわかりますが、すぐ交換できるようなベアリングだったり、そういう小さい修繕に関してどうするかというような判断は、委託される業者がその都度行っているのか、それとも、そういうものが見つかったら修繕計画を立てておられるのか、その点について確認させてください。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 質問にお答えいたします。

まず最初に、事故なり点検の記録を共有しているかということでございますが、点検内容、それから、こういった修繕を行ったかにつきましては、市の管理者、委託業者、点検業者の中で共有しながらきちんと把握しているところでございます。

そういう中で、昨年、破袋機の刃の大規模なひび割れが突発的に起こりまして、それに伴い、固形燃料の製造部分の作業が停止したような状況がございましたが、日常の小さな修繕につきましては、施設の委託業者が日々の中で点検しており、それで発見した部分につきましては、交換部品等は可能な限り用意しておりますので、随時、修繕や交換を行っているところでございます。大規模な部分につきましては、事前に予防点検ということで定期的に点検を行いまして、交換が必要なものにつきましては、きちんと予算組みをした中で次の年次できちんと点検して部品交換をしていくなど、そういうことで大きく分けて作業を行っております。

以上です。

議長（北猛俊君） 11番水間健太君。

11番（水間健太君） ただいまの答弁では、大きな修繕に関しては点検を行った次の年に年次計画として立てるとされてはいますが、昨年は破砕機の修繕を予定していたが、破袋機が壊れたためにことしに回ったというふうに聞きました。そういった大きい修繕に関しては、突発的なものはどうしても仕方がない場合もありますが、ある程度の中長期的な修繕計画を立てて対応していく必要があるかなというふうに考えます。過去15年、いまの施設を稼働させているわけですから、先ほど言った点検の記録などを分析すれば、大きな修繕、小さな修繕など、ある程度の中長期的な修繕計画を立てられると思います。

先ほどの答弁では、点検をした次の年に年次計画として対応されているということですが、そうした中長期的な修繕計画の必要性について見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 御質問にお答えいたします。

前の御質問にはそういうお答えをしましたが、もう一度、御説明いたします。

過去、大きなものにつきましては年次的に計画を立てて点検、修繕を行っております。それから、いま、市長の答弁でお答えしましたが、中長期的な修繕計画ということで、今回、平成29年度には28年度に予定していた破砕機の整備を行い、30年度には破袋機の整備をまた行い、それ以降に成型機の整備を行うというように、影響の大きなものにつきましては、過去も行っているようにサイクル的に実施するというので、中長期的な整備実施計画を立てております。

以上です。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） 続いて、市民、事業者、市のそれぞれの役割分担について再質問させていただきます。

民泊新法への対応については、従来の事業者と同じように対応をされるということです。ただ、現在、例えば飲食店のように、住居兼事業所となっていて住居と店舗が一緒の場合、町内会に打診をして町内会が了解すれば、資源回収ステーションに出したりする対応が可能だとされています。しかし、民泊の場合だと、オーナーがそこに住んでいる場合と住んでいない場合があって、飲食店などのような住居兼店舗とは違った特殊なパターンが出てくると思うのですが、そういった方が町内の資源回収ステーションに出されるときに対応は事前に検討していく必要があると思います。

そこで、いまあるガイドラインにそういった項目を新たに足すなどの対応が必要だと思いますが、見解について伺います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 御質問にお答えいたします。

いまおっしゃいました店舗併用住宅の現状における取り扱いですが、1回の排出量が少量であることと、あらかじめそこに住居を持っていて、例えば町内会費も払っていたりして、資源回収ステーションの利用について町内会との合意形成がきちんと図られているといった条件のもとに、そういう方に対しては、一般の廃棄というか、資源回収ステーションの利用を許可している状況でございます。

いまのお話にありました民泊につきましては、そこに事業主が住んでいるとか、住んでいないけれども、委託して管理するなどさまざまな住居の形態が予想されますので、今後、その形態を検討した中で、現状の店舗併用住宅に当てはめるかどうかはさらに検討してまいります。その上で、現状のガイドラインの見直しが必要であれば、そういったことも含めて対応していきたいというふうに考えております。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） 続いて、ごみ出し困難者へのサポートについて質問いたします。

先ほどの大栗議員の質問のときにも少し触れられましたが、私としても、地域住民の互助の形を地域で検討していくことが基本になると思います。ただ、実際に地域の高齢者の割合が多かったりした場合、どうしても難しい場面が出てくると、現状もそうですが、今後さらに高齢化が進んだときに、ごみ出し困難者が資源回収ステーションまで毎日ごみを持っていくことが困難なことが予測されると思います。

現状において、ごみ出し困難者というのは特に高齢者だと思いますが、そういった方々は、どのような場面で、

どのようなことでごみ出しに困っているか、そういう実態調査などが必要だと思うのですけれども、その見解について伺います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの大栗議員の質問で回答しておりますが、やはり、高齢者の問題はごみ出しだけではなくかと思しますので、先ほどの回答のとおり、それらを含めて、どういった問題があるか、何に対して困っているかということ調査していただいて、どういう手助けが必要か検討していきたいと考えております。

議長（北猛俊君） 補足説明願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） いま、水間議員のほうから質問を受けた件でございますが、行政にはそれぞれ分野がございますから、高齢者対策においては、いまは53名いらっしゃる民生委員がその地区ごとにマップをつくって、それぞれの高齢者に対する状況づくりを一生懸命やっただいております。やはり、高齢者の状況であれば、いまは民生委員が地域と一番密接に活動しておりますから、そういう活動を無視して、あちらでも調査する、こちらでも調査するというだけでは、私は、一生懸命やっている方のことを考えたときには余り好ましい状況にはならないというふうに考えております。

ただ、検討する中においては、それぞれの分野ごとの状況が必ず出てまいりますから、それらの連携をどうするかという状況づくりはしていかなければなりません。環境課で調査する、また、民生委員のほうではマップをつくってやっている、それだったら連携してきちんとやることでそれぞれの地域において活用できる状況になりますので、そういった点でひとつ御理解を賜りたい、このように思います。

議長（北猛俊君） 11番水間健太君。

11番（水間健太君） 申しわけありません。私の言い方が悪かったと思いますが、その点に関しては、先ほどの質問でも十分に理解して、僕もそうすべきだと思っています。

今回、僕は環境施策の観点からこの点について質問させていただいており、ごみを分別したり出したりするのが困難になってきたとき、どういうことが予測されるかという、ごみをまとめてしまったりするのです。今回、プラスチックの分別を徹底されましたが、そういうことが面倒くさくなったり、大変だからといって一緒にすることが出てくると思うのですね。固形燃料も、今回、分別してせっかく品質的にもよいものがつくられるようになってきているのに、高齢化が進むにつれて分別が困難にな

ってくるとごみの分別が曖昧になってくることも予測されます。つまり、環境政策の観点で、固形燃料の品質を担保するために、高齢者に対する分別のサポートだったりごみ出しのサポートを検討していく必要があるのではないかということで質問させていただいております。

改めて、見解をお伺いします

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 改めて、御回答いたします。

いまお話のあった点につきましても、ごみの分別をどうするか、ごみ出しをどうするかといういろいろな問題の中の一つということですので、それだけをとって個別に対応することはなかなか難しいので、全体の問題として捉えたいと思います。

また、ごみの分別について、例えば高齢者に見やすくするとか、そういったような工夫は今後ともしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） 僕は、高齢者に対するサポートだけを言っているのではなくて、環境政策全体を見て高齢者に対するサポートの必要性について話をさせていただいております。

高齢者をサポートするというのは極端な言い方になってしまったかもしれませんが、別の視点で考えると、固形燃料化だったり、環境に対する政策を官民協働、市民一体となって安定的に続けていくためには、高齢化に対応するサポートも必要ですし、極端な言い方をすると、それに対応するためには財源の確保が必要になってくると思います。そういったとき、現在、富良野市では、ごみの回収については無料で、ごみ袋は有料で販売しておりますが、現在のごみ袋に例えば1袋5円なり10円なりを付加して市民に一律に負担してもらい、そこから出た財源で高齢者などのごみ出し困難者に対するサポートを行ってつくれる固形燃料の品質を担保するとか、そういった点で質問させていただきました。

そのために、まず、高齢者はどういう現状でどのように困っているかといった実態調査と、市民全体に対してはそういった場合の市民負担に対する意識調査など、今後、環境についてアンケート調査などをするときにはそうしたことを盛り込んでいったほうがいいのではないかなと考えております。

その点について見解をお伺いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 水間議員の再々質問にお答えさ

せていただきたいと思います。

高齢者への対策としては、これから5年がたち、10年がたつと、それぞれの町内会でも対応が変わってきます。ひとりで生活できない方々は、親族がその対応について考えていくような状況も生まれてくるでしょう。あるいは、施設に入ってみずからそういう生活をつくっていく方もあります。永久にそこに住んでいらっしゃるということではないので、私は、地域がそれぞれを見て、そうした状況に対応していくというのが人間生活の基本であり、そういう中で公助、共助というものが現実にあると思うのです。

いまの御質問にあったことは、趣旨的にはわかります。しかし、市が何でも調査したり、市が全部やるというのは、私は、いまの時代には少しそぐわなくて、市民全体で地域を守る、こういう原則を伴っていかなければいけないと思います。また、そのための出費について市が全部負担するような状況というのは、これからの行政はあるべきではない、そういう考え方を持っている一人でございます。

ですから、いまの御質問については、それぞれの地域において分野ごとにお年寄りの実態をちゃんとつかんでおりますから、そういう状況であれば、さらにそれを進める場合には、市の持っている窓口を利用して御相談していただく、あるいは、町内会で御相談していただいて、それを市の窓口のほうに持ってきて御相談していただく、こういう方法をとっていただきたい、このように思います。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

11番水間健太君。

11番（水間健太君） 問題はそこだと思うのです。共助と公助の役割をどこまで考えているか、その境目をどこに置かだと思うのです。市の窓口に相談に行けば、できることは手伝うというふうにされましたが、では、実際に地域で困っていて、もし窓口に來られて高齢者のところにごみの分別をしに行きあげると相談されたら行くのかどうか。そこも含めて、役割分担というか、地域はここまでお願いします、市ではここまでやりますというような地域の人がしっかり理解できる共助と公助の線引きが必要だと思うのです。

そのためにも実態の調査をという意味で質問したのですが、いまのごみの関係に関して、どこに公助と共助の境目があるのか、その点に関してはどのように考えておられますか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君）いま、水間議員から公助と共助の境はどこにあるのだと。

境は、あるわけがありません。それぞれの地域によっ



て、共助であるもの、あるいは、個人で自主的にやるものと、公にお願いするものと、当然、それは地域で判断していただかなければいけないことなのです。これは、行政ではいままでもそういう考え方で、町内会活動においてもきちっとやってきているわけであります。そういう中で、行政としては、いまは各連合会単位に職員を配置し、状況づくりのために補完しながらやらせていただいておりますから、そういうことでこれからも考えていかなければならないのではないかと私は考えております。いまの水間議員の線引きの中で、実態調査をするということまでいきますと、実態調査をするというのは、それを保護する前提で物事を進めるということにつながっていくわけですね。ですから、町内会には共助あるいは自助といったものがなくなることもつながっていくと思います。相互の助け合いというのは自主的な活動の中で出てくるものだというふうに考えられますので、そういう点でひとつ御理解を賜りたい、このように思います。

議長（北猛俊君） 11番水間健太君。

11番（水間健太君） それでは、最後に、資源・エネルギーの有効利用と実践について質問させていただきます。

現状については説明のとおりで理解しましたけれども、環境基本計画等にも記載されておりますが、最後に、ボイラーに関する固形燃料の農業利用の展望についてお答えください。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 水間議員の再質問にお答え申し上げます。

農業用ハウスの関係について、私は、5年前ぐらいからそういう構想を持ってやっていたわけでありますが、過日、道総研の関係者と少しお話し合いをさせていただいて、個別ではなく、集落の中では将来可能である、このようなお話をお聞きいたしました。

今後、集落においてどういう形でやれる状況に持っていかかということになりますと、現在、灯油の価格も随分と上がってきておりますから、そういう中での活用などもあると思います。御質問いただいております今後の固形燃料の活用については、地元でもっと循環できる状況づくりをするということになれば、農業ハウスのボイラーで活用できるような可能性も出てくる、こういう道総研のお話もございましたから、これらについて少し研究調査をしてみたい、このように考えているところであります。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） よろしいですか。

以上で、水間健太君の質問は終了いたしました。  
ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時01分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、日里雅至君の質問を行います。

9番日里雅至君。

9番（日里雅至君） -登壇-

通告に従い、簡潔に質問してまいります。

中心市街地活性化について、サンライズパーク整備事業についてお伺いいたします。

平成13年に、「へそのまのへそづくり」をスローガンに、旧法に基づく富良野市中心市街地活性化基本計画を策定し、富良野駅前地区土地区画整理並びに第1期中心市街地再開発事業がスタートしました。富良野のまの顔づくりを目指し、核施設として、健康増進施設ふらっと、Aコープ店が一体となり、公営住宅、駅前再開発事業に取り組み、健康増進施設ふらっとについては、利用者が予想を上回り、市民の健康増進に寄与し、公営住宅についてはまちなか居住を推進させ、無頭川リバーモールについては、多くの家族連れ、観光客の憩いの場として、そして、いまや、夏の風物詩として定着したピ・アモールの開催など幅広く活用され、市民、観光客の交流の場としてにぎわいを見せております。

平成20年には、新法に基づく富良野市中心市街地活性化基本計画第1期により、東4条街区地区市街地再開発、協会病院跡地を利用したネーブル・タウンの事業が行われ、官民一体によるフラノマルシェを核に、民間による高齢者介護施設、マンション建設、市は保育所を建設し、第2マルシェの取り組み、商店街の再配置と3世代交流と新たな交流空間を創出し、平成29年11月9日現在、来場者が700万人を超え、富良野独自の計画、官民協働、富良野の皆さんの結集したへそ力による事業推進が全国的にも注目を集め、多くの人が訪れています。

平成26年には、富良野市中心市街地活性化基本計画第2期計画で、本通り、相生通、五条通を囲む30ヘクタールを重点地域に設定しました。しかし、本年4月にはフラノマルシェと対角線上にあった三番館が閉店し、商店街発祥の地、まの核施設の閉店は、商店街、市民生活にも影響が出ています。

三番館での買い物は、もちろん、市民の交流の場、まちなか回遊の拠点でもあり、市民、商店街は今後の取り組みについて大変心配しておりましたが、市の素早い判断と対応により、まちづくり会社が主体となり、フラノ・コンシェルジュ整備事業が計画され、来春3月に完成予

定であります。まちの核施設、市民の交流の場、インバウンド外国人の交流の場、観光インフォメーションセンター、宿泊施設など多くの機能を持った施設であり、大いに期待するところであります。今後、サンライズパーク整備事業による駐車場、ポケットパークが整備されれば、平成13年から進めてきた中心市街地活性化計画は、市民会議、計画づくり、市民の合意形成を含めると約20年以上の歳月をかけたこの富良野中心市街地活性化基本計画の77ヘクタールの事業が当初の計画どおり完成となります。

そこで、最終事業のサンライズパーク整備事業について、2点お伺いいたします。

1点目は、サンライズパーク整備事業の位置づけについて、2点目は、市として今後の取り組みと方向性についてお伺いいたします。

次に、特別支援教育推進についてお伺いいたします。

障がいや発達障がいのある子供への一貫した支援体制についてお伺いいたします。

一人一人の教育ニーズを把握し、その子に応じたかわり方を考え、持てる力を高め、教育と福祉が一体となり、障がいのあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、特別支援教育の推進の基本理念のもと、「すべては子どもたちのために」を合い言葉に、特別な支援を必要とする子供や保護者が安心して地域で学び、育ち、働き、生活できるような社会環境を実現できる基盤整備が必要です。乳幼児から就労まで、保健、教育の連携による一貫した支援対策の整備の必要性を感じます。将来、自立し、社会参加するために必要な力をつけ、そして、周りの環境を整える支援、自尊心や達成感が得られる支援、関係機関との連携協力が必要であり、さまざまな障がいや発達障がいがあっても、毎日、自分らしく暮らしていくため、行政、関係団体、地域がサポートしていかなければならないと考えます。

私は、加えて、子供の将来の自立に向けた発展の支援、子供のライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めた総合的な支援システムネットワークの構築が必要と考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、特別支援教育の考え方と取り組みについて、2点目は、ゼロ歳児から障がいや発達課題のある子供の早期発見、早期療育についてお伺いいたします。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

日里議員の御質問にお答えいたします。

1件目の中心市街地活性化についての、サンライズパーク整備事業についてであります。

最初に、本事業は、富良野市中心市街地活性化基本計画におきまして、まちなか回遊を促す核拠点として、市及びふらのまちづくり株式会社が実施主体となり、まちなか駐車場を整備していくことと位置づけしておりましたが、昨年3月の三番館ふらの店の閉鎖に伴い、周辺商店街からの強い要望がございまして、ふらのまちづくり株式会社が事業主体となっているフラノ・コンシェルジュ整備事業に伴う駐車場の確保、観光客の流入による駐車場不足の解消に向け、駐車場の整備を迅速に進める必要があることから、ふらのまちづくり株式会社、富良野商工会議所などと十分な協議を行い、サンライズパーク整備事業につきましては市が主体的に実施する事業として位置づけることといたしました。

次に、今後の取り組み内容と進め方についてですが、フラノ・コンシェルジュ整備事業により富良野商工会議所の移転先が確保されることから、本市が事業主体となり、経済センターの除去、解体を行い、本年度に取得する旧くいに跡地と合わせた敷地に小公園を含む駐車場の整備を行ってまいります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

日里議員の御質問にお答えいたします。

2件目の特別支援教育の推進について、障がいや発達課題のある子供への一貫した支援体制についてであります。

富良野市においては、平成19年度より富良野市特別支援連携協議会を組織し、平成20年度からは市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置、平成22年度には富良野市特別支援教育マスタープランを策定し、「すべては子どもたちのために」を基軸に、障がいのある、なしにかかわらず、子供一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けて個々の能力を伸ばすことを目的とした特別支援教育を推進しているところであります。

教育委員会の体制につきましては、本年度組織・機構改革により、富良野の子供たちを育てる、富良野の子供たちを総合的に育むことを目的に、保育、療育、子育てなどの業務を保健福祉部から教育委員会に移管し、幼児期からの一貫した特別支援教育を推進しているところであります。また、医療、保健、福祉などの関係部署・機関と連携し、乳児全戸訪問、乳児健診等による早期発見と早期療育への円滑な引き継ぎ、配慮や支援を要する子供や保護者に対する相談支援などの体制を充実させ、子供の発達段階に応じた支援を総合的に推進しているところであります。

なお、富良野市第2次特別支援教育マスタープランに

おいても、具体的な支援として、妊娠期から出産、新生児期、就学期、就学後、就労までの体制について整備を図っているところであり、現在、関係機関との協議を重ねて、平成30年度から32年度までを期間とした第3次マスタープランを作成中であります。

今後も、関連する部署や関係機関・団体と情報共有及び連携を深め、ゼロ歳から18歳までの切れ目のない特別支援教育を推進してまいります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

9番日里雅至君

9番（日里雅至君） まず、サンライズパーク整備事業についてお尋ねいたします。

この事業についてであります。市が積極的に土地を取得して、いまある商工会議所の建物を含めて、あそこの土地も市の持ち物であるといった中で、その二つを想定して駐車場にしていくというお話でございました。

ちょっと確認ですが、その中で、配置を含めて、台数とか面積とか、そういったことについてお尋ねいたしましたと思っています。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 日里議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま、サンライズパーク構想については市が事業主体となって行うと答弁させていただきました。

中身につきましては、当然、回遊させるという意味からいきますと、マルシェと本通の旧三番館を結ぶ30ヘクタールの回遊をどうやってやるかということを私なりに重点的に考えてきたところでありますが、それには、やはり、中心市街地の中にある一定の駐車場がなければバスあるいは自家用車が入ってこられない、ということが一つございました。もう一つは、コンシェルジュが来年の6月にオープンするということから、その状況を見ながら駐車場の設置を考えていかなければ、こういうことが一つの大きな観点でございました。

そういう中で、いま御質問のありました土地は、現在、商工会議所が建っていて駐車場を持っているところは市有地でありまして、市有地の活用ということになるかと思えます。それとあわせて、先ほど答弁させていただきました旧くいの跡地については、ことしの3月に議員各位の御協力によりまして土地買収をさせていただいているところでございまして、この両所を合わせて小パークと駐車場と、いまはこう考えているところであります。

そこで、面積的なものは後ほどお答えしますが、いまの計画では、大型バス5台、自家用車50台を置くという構想で進めているところでございまして、それができる

ような状況になりますと、コンシェルジュに来るお客様の駐車も可能になります。この間、ちょっと歩いてみましたら、仲通りを通りますと3分ぐらいで旧くいの跡地のほうまで歩ける状況もございまして、さらにきちっと整理されると、まちなかに多くの観光客が入ってきたときにも回遊できるような状況づくりがさらに生まれてくるのかなと、そんな感じを持っているところでございます。

面積については、後ほどお答えさせていただきます。

議長（北猛俊君） 続けて、御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） ただいま御質問の面積につきまして答弁いたします。

市有地並びにこれから取得しようとしている敷地を合わせまして、約2,000平米、およそ600坪程度でございます。

以上です。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

9番日里雅至君。

9番（日里雅至君） その辺は了解いたしました。

もう一つは、あそこの地域を含めて、もう2年ぐらい前ですか、権利者の意識調査みたいなものをやられたと思うのですよ。そういった中で、今回は市が進めていくというのは理解するところですが、50台というのは多いとは言えない台数だと思っております。前回やられた調査では、半分ぐらいが賛成で、半分ぐらいからは理解が得られなかったみたいなお話を聞いておりましたが、今後、そういった部分も含めて、交渉というか、あそこの地域を広げていくおつもりなのか、とりあえずいまの状況でおさめるのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 日里議員の再質問にお答え申し上げます。

あの市街地は所有者がたくさんいらっしゃいますから、いま現在、これを継続してやっていきますと時間がかかるということが1点ございました。そこで、ただいま申し上げました旧くいの跡地と市有地をまずはやって、協力していただける方々については、まちづくり会社を媒体とし、土地の交渉的なものもあわせて、今後は広げていきたいというのが現況のお話でございまして、御理解を賜りたいと思います。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

9番日里雅至君。

9番（日里雅至君） それでは、特別支援のほうに移らせていただきます。

いろいろとお話をいただきまして、全般的には了解い

たしていますが、私の中で気になることだけをちょっとお伺いします。

相談業務がありますね。教育相談とか、巡回相談とか、総合相談とか、就学に関する相談といった中で、連携した形でいろいろやらなくてはいけないということですけども、その内容を含めて、こういった形で対応されているのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 日里議員の御質問にお答えいたします。

相談業務の体制ということですが、これにつきましては、特にお母さん方、母子からの相談が中心になると思います。乳幼児期につきましては、保健福祉のほうで、保健師が全戸訪問、あるいは乳幼児健診のとき、また遊びの広場など、いろいろな場で相談を受けますが、そのときに、実は、こども通園センターの専門の職員が同席したりする中で総合的に相談を受けるというふうなことが最近ではふえておりまして、そういった中で情報共有をするとともに、昨年からは、特別支援連携協議会の専門家チームがございまして、これは、組織をより機動的に、そして専門化を図るために内容を改組し、医療機関、療育機関の関係の方、そして、教育関係の方がそれぞれ参加して、そこで情報の共有を図り、どのような対処をしたらいいのかというふうにしてやっております。

あわせて、乳幼児期の部分では、ことしの4月からこども未来課が教育委員会に入りましたが、教育委員会の中でも、長年、ずっと担当している職員がおりますので、情報共有しながら就学支援のところまでつないでいっております。これにつきましては、就学支援の段階に入りましたら、すくらむふらのという情報共有の冊子もございまして、そういった中で、いまは切れ目のない形で情報共有を図れる状況がしっかりとでき上がりつつあるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 9番日里雅至君。

9番（日里雅至君） いろいろ相談があつて、連携した形の中でそれを一つの情報として共有していきたいということだと理解しているのですが、その辺の情報のストックといいますか、実際にどこでやっていたのか忘れましたが、サポートファイルみたいな形で、生まれたときから就学に至るまでパイプを通すといった中で、お互いに情報を積み上げていくようなスタイルがあります。要するに、富良野に生まれ育って生活していく中で、教育とか、福祉とか、医療とか、労働とか、その方にかかわる縦の部分を平たくするような形ですが、そんなお考えはお持ちになっていますか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 日里議員の再々質問にお答えさせていただきます。

情報共有のサポートファイルということですが、情報共有のサポートファイルということですが、現実には、既にそういった形の中で情報を積み上げ、それぞれの所管の部署で対応できるような形で進めております。それがベースとなって、保護者等からの個別のいろいろな相談に当たってもそれを活用しながら、過去の状況、そして、いままでの成長の経過、過程などを照合しながらスムーズな就学相談につなげていっているということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 9番日里雅至君。

9番（日里雅至君） もう一点お聞きしますが、相談業務を含めてそういった形でいろいろ連携しながらやっている中で、最近は相談の質が非常にハイレベルといえますか、専門的な方でないとなかなか対応できないような問題も出てくると思うのです。そういう意味では、職員とか、学校の先生とか、じかに対応されている皆さん方を含めて、もっとスキルアップをしていかなければいけないと思いますし、さらに一つ加えさせていただければ、専門のアドバイザーや臨床心理士といった方々の配置も含めて、どういうふうにお考えになっていますか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） 日里議員の再々質問にお答えさせていただきます。

関係する人たちのスキルアップ、技能向上ということだと思いますけれども、先ほど御説明させていただきました昨年設置された専門家チームというのは、専門性を高める、それから、機動性を高めるということですが、あわせて、コーディネーター連絡会というものも設けました。これは、各学校に特別支援のコーディネーターがおりますが、多忙なものですから、どちらかという校内だけのことにかかわってしまう状況がございました。そこで、市内全体で底上げをしていこうということで、コーディネーター連絡会に改組して、その中で研修会を開いたりしながら、情報共有とスキルアップということでこの1年間は取り組んでおります。それから、もう一つは、教育支援委員会ということで、各小・中学校の代表や保育所、医療機関、そして発達支援の関係、通園などの代表も入る中で、方向性、課題について確認しながら、どのようにして全体的にスキルアップしていったらいいのか、随時、協議をいたしております。

教育委員会といたしましては、今後においても、やはり専門性の高い人材確保が必要だと考えておりますので、医療、保健の担当部署とも密接に連携を図りながら、あ

わせて、市長部局、総合教育会議等でも子育て支援のあり方について十分に話し合いをしながら充実強化を図ってまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 以上で、日里雅至君の質問は終了いたしました。

次に、宇治則幸君の質問を行います。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） -登壇-

通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

1件目に、通信基盤の整備推進について、情報ネットワーク環境の整備拡大について伺います。

情報社会の進歩は目覚ましく、その利用は、単なる電話機能的なことから情報の高度利用へと及んでいます。情報通信技術、ICTと呼ばれるもの、物のインターネット、IoTと呼ばれるもの、コンピューターに人間のような知能を持たせるAIと呼ばれるもの、あるいは、クラウド、ビッグデータ、スマートスピーカー等、さまざまな形で利用、活用が進歩しているところです。いまでは、知らず知らずのうちに生活の中にも取り込まれております。その情報インフラは光ファイバーによる超高速ブロードバンドで、その基地局からの長距離無線LAN、あるいは情報通信機器の利用が一般的となっています。本市でも、光回線整備地域の環境整備の拡大として、各公共施設、郊外の小・中学校及び布部、麓郷、東山市街地を含めた38.8キロメートルの整備を進められているところです。

そこで、3点伺います。

1点目は、今回の情報ネットワーク環境整備事業による具体的な利用目的、方法はどうか、伺います。

2点目は、通信技術の進歩、高度化、そのサービスの多様性が進むと思われそうですが、現行の技術より、より安全で安定感のある方法が必要と思いますが、それについて伺います。

3点目は、市民が基本的社会インフラとなりつつある高速通信サービスを均等に受けられることが望ましいと思いますが、お伺いします。

2件目は、防災・減災対策についてであります。

昨日、佐藤議員より同様の一般質問がありましたので、簡潔に質問させていただきます。

1点目は、昨年夏に発生した台風、大雨洪水関連の災害時での課題であります。

その内容整理については、広報紙8月号に、アンケート調査の結果から、避難情報などの周知方法、避難に要する時間、避難所生活、各家庭での備えなどに課題があり、その課題に対する市の対応が記されておりました。

特に、昨年は、夜間の行動となり、自主防災組織、町内会地域と避難対象となる地域の不一致、災害対策本部との連携不足があったなどと言われておりますが、その後の対応はどうされたか、伺います。

次に、総合防災訓練の検証についてであります。

本年9月21日の訓練は、水害を想定し、ハザードマップ等に基づく訓練で計画が立てられ、実際の行動の中で、例えば、自宅から避難に要する手段や時間、避難行動要支援者への対応など実践的な成果、問題点の整理はなされているのか、伺います。

また、自主防災組織あるいは町内会等と行政の連絡体制は実践的に確認されたのか、そこに住民からの意見、要望は反映されていたのか、伺います。

次に、個人が準備、行動すべき対応の周知について伺います。

広報紙8月号では、「昨年の災害を教訓に いざというときのために各自で備えましょう」という記事が載っています。防災の基本は、自分の命は自分で守る、自助です。日ごろの備えや初期の行動のポイントをまとめた表を、各自の家庭に合わせ、大きな文字で冷蔵庫などに表示し、家族全員で共有することが有効と考えますが、御意見を伺います。

最後に、職員の研修等について、職員の情報収集や研修について伺います。

1点目に、職員研修の状況については、新規採用職員に対する基礎的知識の習得、指導能力、管理能力、政策形成などの研修、メンタルヘルス研修、事務研修等とあわせ、資格認定のための自主研修や各種セミナー参加など、広く対応されていることは評価するところです。

一方で、政策変更、資格取得、スキルアップ等の専門的な知識の向上のため、あるいは、他市町村の事例等の情報収集、共通の問題の解決に向けた職員の研修や視察に取り組む環境づくりについてはどう考えているか、伺います。

2点目に、職員が市民ニーズを把握するための機会としてコミュニティ活動推進員の活用や、出前講座等の担当業務以外にも、直接、市民とのかかわりを多くつくる必要があるのではないかと考えますので、その点について伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

宇治議員の御質問にお答え申し上げます。

1件目の通信基盤の整備推進についてであります。

情報ネットワーク環境整備事業は、光回線未整備地域の公共施設や学校に対して光回線を整備し、学校現場における情報通信環境の充実や災害時の避難所体制の強化

を目的とした総務省の国庫補助事業であり、市におきましては、本年度は約1億7,000万円の総事業費で、農村部の各小・中学校やワイン工場、環境衛生センターなどの公共施設のほか、布部市街地、麓郷市街地、東山市街地の一部を含めた38.8キロメートルの整備を進めております。通信環境は必要不可欠なインフラと認識するところではありますが、市内全域総延長264キロメートルの光回線の整備には総額12億4,800万円の費用がかかることと、未整備の地域の全世帯を対象にしたアンケート調査の結果から多くの加入が見込めないことから、拠点施設までの整備をしたところであります。来年4月以降、光回線が敷設された両側のおおむね150メートル以内にある住宅につきましては、順次、光回線への切りかえが可能となります。

なお、本事業による光回線整備後については、各地域住民の利用意向を前提とした上で、光回線エリアの拡大、公共施設等を基地局とした長距離無線LAN、その他の情報通信機器の活用など、それぞれの手法の有効性、適否を判断して整備を検討してまいります。

次に、2件目の防災・減災対策についての1点目、昨年発生した災害時の課題についてであります。

昨年は四つの台風が北海道に上陸し、本市では、東学田二区、北大沼1・2地区、南扇山、鳥沼地区、北斗町、西町などを対象に避難勧告を発令し、ふれあいセンターを避難所に79名の方を収容し、また、8月30日午後11時30分には、金山ダム放水の状況から、山部地区の407世帯895名の住民を対象に避難勧告を発令し、435名の方を山部中学校に収容したところであります。山部地区では深夜の避難となり、住民への避難情報の周知方法、要支援者への対応、避難所の運営などに課題が残りました。その中でも、特に初動における住民への連絡については市と自主防災組織及び町内会とが円滑な連携を図る必要があり、今後の災害対応に生かしてまいりたい、このように考えているところであります。

なお、昨年の災害を踏まえた市としての対応や市民の災害への備えにつきましては、広報8月号で周知・啓発をしてきたところでございます。

次に、2点目の総合防災訓練の検証についてであります。訓練に参加した方からのアンケート及び参加職員の意見を集約しておりますので、今後、その内容を広報での防災啓発記事や防災出前講座等で活用するとともに、町内会の会合等で周知してまいります。

次に、自主防災組織あるいは町内会等との行政の連絡体制についてであります。被害が予想され、避難所を開設する時点で、対象地区の自主防災組織あるいは町内会長に電話連絡する体制としております。

次に、個人が行動すべき対応の周知についてであります。平成26年に富良野市防災ガイドマップを全世帯に

配付しているほか、出前講座、防災講演会の開催、広報による災害啓発記事掲載により周知に努めておりますけれども、今後におきましても自助に関する啓発を継続してまいります。

次に、3件目の職員の研修等についてであります。

平成23年に職員研修の体系化を図り、協働する職員を目指す姿として、業務遂行能力の向上や意識改革を促し、職員の資質向上に努めてきているところであります。接遇、コミュニケーション能力、自治体法務、新任管理者研修など、一般職員、公務員として必要な共通の知識やスキルに係る研修については総務課で総括しております。一方、特に専門的な知識や資格取得に係るものは、それぞれの部局で行っているのが現状であります。

職員の資質向上は組織にとって非常に重要な要素であり、今後におきましても、研修、視察に取り組み環境づくりに努めてまいります。

次に、職員が市民と接する機会については、市民ニーズを把握するために必要なものと認識しており、本市では、各連合会にコミュニティ活動推進員として職員を配置し、また、市民の声を聞く場として「市長と語ろう！」地域懇談会に職員の参加を促すなど、職員個々が市民のニーズを把握するよう努めてきているところでございます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） それでは、通信基盤の整備推進について、通告の枠から少し広がってしまっていますが、今回、情報ネットワーク環境整備事業の中で、防災とか教育の中で使いたいということでした。例えば、ここにちょっと拾い出してみたのですが、離れた学校をインターネットでつなぎ、画面に互いの教室を表示し、マイクとスピーカーで会話ができるようにするということがあります。小規模校での少人数では多様な意見が出にくく児童生徒が考える幅を広げる機会が少ないことがあるので、遠隔合同授業で学習環境の向上を図る、あるいは、テーマを決めて討論したりするテレビ会議が教育の場でも想定されていると聞いておりますが、取り組みは考えておられるでしょうか。大丈夫でしょうか。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時48分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の宇治則幸君の質問でございますが、ネットワークの活用の可能性についてということによろしいでし

ようか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) では、御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長(若杉勝博君) 宇治議員の再質問にお答えいたします。

今回の情報ネットワーク環境整備事業の目的に教育環境の向上ということが一つ大きくあります。環境的には、いま、市街の小・中学校には全て光回線が敷設されておりまして、今回、農村部の学校においても敷設されますので、そうした活用も可能となりますことから、教育環境の向上に向けての具体的な取り組みについては、今後、教育委員会のほうで検討されるものと考えております。

議長(北猛俊君) 続いて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番(宇治則幸君) ありがとうございます。

せっかくこういうふうにご利用機会がふえるので、利用する方法をどんどん拡大して考えていただきたいと思えます。

2番目に、いまの技術はADSLと言われているものですが、基本的に、その環境では残念ながらスピードも遅く、写真や図面など大量のデータを送るには不便を感じる人が多いということがよく聞かれます。また、現行のメタル回線では、今後、整備コストなどの増加が考えられるとして事業も縮小していくのではないかとされています。その後の方法としては、情報の収集のみならず、情報の発信、集積など高速・大容量化に向けた安定感のある方法が望ましいと先ほどの質問の中でも申し上げました。これにより、先ほど言われた教育や防災に加えて、家庭内でも教育や買い物、あるいは独居老人対策、税務申告等に既に利用されていること、また、それぞれの事業所、観光施設、金融や医療、福祉などでも利用拡大が進んでいること、また、農業の中でもICTやIoTの利用による省力化、効率化が進んでいくと思われれます。農業の中では、例えば、いまは新規就農と呼んでいます。新しい人たちについては、そういう技術を利用した高度産業化で、農業起業家とも言われ、ぜひとも必要なインフラとなってくると思っております。

そこで、地域間で情報環境の格差があるのは縮小しなければならぬと思えますが、その点について、再度、お伺いいたします。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長(若杉勝博君) 宇治議員の再質問にお答えいたします。

情報通信基盤の地域ごとの格差というようなお話もございましたが、先ほど市長から答弁いたしましたように、この整備事業に至る経過として、未整備地域全域にやる

とすれば12億4,800万円かかるけれども、その地区の全世帯へのアンケートによりますと実際には3割を切る加入しか望めないということで今回の整備に至りました。さらに、これは必要な生活基盤、生活インフラだという認識も示させていただきましたが、現実的な事業としては今回の事業だと、そして、今後という部分では、格差解消を埋めるべく新たな展開を図る、その上でも、やはり、そこに住まわれる方々の利用意向を望める状況があって、光回線で行くのか、あるいは無線LANで行くのか、その他の回線なのかということでもあります。

そして、時代的には、国のほうでも、ICT、IoT、AIという中で、いまは第4世代と言われていますが、さらに第5世代の移動通信システムが検討されておりまして、2020年にはというような流れで動いているようです。この中では、ICTやIoT、AIの活用に向けて、自動運転や産業用ドローン、遠隔医療による手術、スマート農業、物流、福祉とあらゆる分野でこれを活用していこうとしておりまして、これはワイヤレス通信であります。この5Gの流れといえますか、そういう動きも見ながら、富良野における未整備地域ではどういう展開がよいのかということも検討させていただきたいと思っております。

議長(北猛俊君) 続いて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番(宇治則幸君) ありがとうございます。

では、2件目の防災・減災対策の中で、特に昨年の山部地区での夜間の避難行動については、地元に入りますと幾つか問題があったということでした。それも、いまの答弁の中では整理され、また、今後のために生かすというふうに私も聞いたと判断しております。

しかしながら、今回の防災訓練は、確かに訓練ですから、計画が立てられて、手順も十分に踏まっていたかと思えます。そういう中で、むやみやたらにあちこちで防災訓練をしなくてもいいかと思えますけれども、やはり、ハザードマップ等で危険な地域が洗い出されていますから、今後は、同じような訓練の中でも、より実践的に行うべきだと思います。何時にどこに集合というより、連絡があってから集合し、人の移動を確認し、人が残っていないかどうか確認する、そういう手順を改めて見直し、もっと具体的に、あるいは、本来の災害に近いような訓練に取り組まれるほうがいいのではないかと考えられますが、今後の防災訓練の考え方、予定等についてお示しくください。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長(若杉勝博君) 宇治議員の再質問にお答えいたします。

より実践的な防災訓練ということですが、今

回の訓練でもやはり課題が見えてまいった部分があります。

これまでの総合防災訓練というのは、災害を想定して、その対象地域を決めて、平成17年から22年にかけて東山も含めて富良野全体を一巡しております。23年以降は、東日本大震災で叫ばれた自助、共助ということで、地域が主体となった発災型の訓練ということで、ことしは久しぶりに総合防災訓練をやったわけです。今回、特に課題、反省として捉えましたのは、その訓練の中で、いかに自主防災組織あるいは町内会に役割を付与してやるかという部分が欠けていたかなと思っております。一部、要配慮者の部分で地域に動いてもらった部分もありますが、やはり防災関係機関が中心となつての住民救助となつていて、宇治議員もいまおっしゃったように、いざというときに自分たちが実際にどう動くか、隣同士がどう助け合うかという意味で、今後はもっと役割を付与した形での訓練も考えていきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） 私は、3番目に聞きました個人が準備して行動すべき対応の周知ですが、俗に言う自助、自分の命は自分で守る、まずはここだけをそれぞれの人が押さえることが必要ではないかと思っております。方法としては、広報紙8月号のまとめ、もしくは、次のまとめも出るでしょうし、また、記事の内容も実際に読むと非常に奥が深くていいのですが、とりあえずは何か必要かという、最初の質問で言ったことと同じですけども、日ごろの備え、あるいは初期の行動のポイントだけに重点を絞って、何を持ち出すのだ、誰はどこに逃げるのだと、まずは初期の行動を家族みんなで共有できるように、その確認を家族の中ですべきだというのが先ほどの質問の趣旨でした。

あわせて、僕は、情報の収集等にはFMのラジオふらのが非常に有効ではないかと考えております。ラジオふらののは富良野に特化したラジオ局ですから、災害が想定される前から情報を受信することで非常に有効ではないかと思っております。また、一般的にラジオというのは電池式ですが、ハンドルで回して発電して充電すれば、ラジオ機能はもちろんのこと、ライトもついているし、あるいはスマートフォンの充電にも使えるような小型の多目的ラジオも出ているようですので、そういうものの準備を進めるような啓発、啓蒙があつていいのではないかと思っております。

また、私は、家の中ではFMラジオを聞かなくて、車の中で聞くぐらいですが、やはり、地元の情報が発信されるツールにふだんからなじんでおくことも必要かなと思っておりますので、家庭の中での利用、あるいは、情報収集のためのラジオの利用等をどう考えられますか。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時02分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の宇治則幸君の質問に御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

やはり、自助に関する部分の啓発が一番重要なものとして、先ほど市長からも、今後においても自助に関する啓発ということで特出しした形でお答えさせていただいています。

毎年、防災講演会等でいろいろな講師に来ていただきますが、本当に自助、共助ということをよく言われます。それこそ、東日本大震災のときも、わしは逃げぬと言う人に近所の人が声をかけて連れてきて命を救ったとか、阪神・淡路大震災においても公助で救われた命は非常に少ないと言われております。

これは東日本大震災においても同じということで、私も自助、共助と考えておりますが、自助という部分で私が地域に行つてよく言うのは、まずは自分の地域を知ってくださいということです。どこに危険があるのか、水の流れ、あるいは勾配、傾斜地など、まずは自分がどういうところに住んでいるのかを知ることから始まりますよと。そして、いざというときには情報を得る努力をしてくださいとお話しをしております。そうしたことを啓発できるような形で広報記事も組んでおりますし、防災ガイドマップも、いまは国と道の河川が見直されていまして、何年か後に改訂されて発刊する運びとなりますので、そのときにも自助を強く促す啓発を継続してまいりたいと考えております。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

2番宇治則幸君。

2番（宇治則幸君） では、最後に、職員の研修等について再質問させていただきます。

答弁の中で、いろいろ職員の研修をやっていることは私も十分に評価するところです。人材育成という言葉が使われることが多いのですが、いまの研修の中では、当然、スキルアップあるいは知識をふやすようなことは続けていかなければならないと思っております。

そういう中で、質問の一つ目、二つ目に入れたのですが、組織はいろいろな人で組み立てられていて、当然、専門職、技術職と言われる人も配置されております。いままでは人材の均一化とか、同一理念、同一価値観を共有することが組織の人間として求められたかと思ひます



が、組織の活性化については個人の持つ特性を發揮させるほうに向かっているのではないかと考えていて、多様な考え方、あるいはアイデアを認めるような組織であることを願うところであります。人が足りずに困っているだけの組織では、なかなか変革には向かっていけないのではないかと考えております。

そこで、総務でまとめてやっているほかに、各部署等でスキルアップもしくは資格取得等の研修をやっているということでした。ただ、聞き取りの中では、そういう研修が必要だということはわかっていても、当然、そういうことには予算も必要で、簡単に研修を選択したり、あるいは予算化ができない場合もその職場の中ではあるのではないかと思います。また、緊急的に研修が入ったときなど、職場の中で人を出したいけれども、人のやりくりがつかない、人員の調整がつかない、時間がつかないなど、ある意味ではそういうことが言いわけになっているのではないかと考えております。

そういう中で、予算化による研修等も必要ですが、自主性を認めて、そういう行動ができるような職場づくり、体制づくりも必要かと思っておりますので、お伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、職員として一般的に必要なものは総務課でやって、スペシャリストといったように特に専門的な部分で必要性があるものについては各課各部のマネジメントの中でやっているとお答えさせていただきましたが、今後においてもそうした形でやっていきます。また、職員個々の自主性を重んじてという部分では、私どもは自主研修という制度を持っておりまして、職員がグループで提案し、それが認められればそうした研修にも出られるような状況になっているところでございます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） よろしいですか。

以上で、宇治則幸君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時15分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本間敏行君の質問を行います。

15番本間敏行君。

15番（本間敏行君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問させていただきます。  
外国人の交通安全対策について。

日本政府観光局の調査資料によると、日本を訪れる外国人観光客数は、2010年度で861万人だったのに対し、2016年度は3倍近くの2,404万人となり、国別では、主要20カ国のうち、ロシアを除く19カ国が年間での過去最高を記録しました。中でも、中国は、前年度比27.6%増の637万人と昨年に続き最大訪日旅行市場となり、韓国は、前年度比27.2%増の509万人、台湾は前年度比13.3%増の417万人、香港は前年度比20.7%増の184万人、タイは前年度比13.1%増の90万人となりました。また、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インドの6カ国では、平均で前年度比25.6%増の173万人となり、豪州、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ロシアの9カ国では、平均で前年度比15.2%増の296万人となりました。その他の国々は、前年度比14.1%増の98万人と報告されております。この資料でわかるとおり、東アジアの4カ国で全体の72.7%を占め、東南アジアプラスインドは11%、欧米豪で12.3%、その他が4%となっています。

今年度は、1月から10月までの訪日客は2,380万人と発表されており、年間総数は2,800万人に達するだろうと予測されています。この背景には、経済成長を遂げた東南アジアを初め、東アジアの韓国や台湾などと日本の各都市を結ぶ格安航空会社、LCCの増便やクルーズ船の寄港数の増加、消費税免税制度の拡充などが要因とされ、また、中国やロシアの入国査証、ビザ等の発給要件緩和などが訪日客の増加要因として影響したものと考えられます。

富良野市の2017年度上半期4月から9月までの外国人の宿泊者数は4万7,000人で、国別では、中国が1万5,000人、香港が1万1,000人、台湾が7,300人、韓国が3,000人、フィリピンが456人、インドネシアが355人、その他の国が9,889人となっており、東アジアと東南アジアで79%を占めています。

国によってはスピード制限速度や飲酒運転に対する規制など交通ルールの認識や道路標識の違いがあり、富良野を訪れる外国人の大半を占める中国、韓国、台湾、香港の国ごとに一時停止の標識が違います。外国人でも、都会で運転している人は、広い北海道や富良野のような交通量の少ない地域でスピードを出し過ぎたり、景色に見とれて一時停止を見逃すおそれもあり、危険がいっぱいです。

道路標識については、市の管轄ではなく、道路交通法による公安委員会の交通規制であり、都道府県公安委員会では、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当することができるとあります。北海道

公安委員会は、管轄面積が広大なため、予算の関係上、迅速に道路標識の適正配置をすることは難しいことも理解しておりますが、少しずつではありますが、北海道でも外国人の観光客の多い地域では国際的にわかりやすい道路標識へのつけかえに努力しております。

そういう中で、外国人観光客がレンタカーを利用して本市を訪れ、年間約70件程度の物損事故が起きているとも聞いております。せっかくの楽しい旅行なのに、ちょっとした不注意で運転者及び同乗者や市民の皆様が交通事故に遭遇することもあり、外国人観光客を多く受け入れている本市としても、受け入れ体制として交通ルールの案内手法や道路標識等並びに注意喚起の案内看板等の配慮が必要と考えます。

そこで、3点質問させていただきます。

1点目は、外国人による交通事故の状況及びそのことをどう捉えているか、お伺いいたします。

2点目は、外国と日本の交通ルールの違いについての問題をどのように考えているか、お伺いいたします。

3点目は、それらのことを踏まえ、外国人の交通事故防止のために市としてどのようなことを行っていくのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

本間議員の御質問にお答えいたします。

交通安全対策についての、外国人による交通事故の状況及び市の捉え方であります。

平成28年中に富良野市内で発生した物損事故件数が723件、人身事故が29件であります。そのうち約1割が外国人ドライバーによるものと推計されているところであります。このため、本市を訪れる外国人が安全・安心に観光を楽しんでいただくためにも、また、市民の安全を図る上でも、外国人に向けた交通安全対策が必要と考えているところであります。

次に、外国と日本の交通ルールの違いについての考え方ですが、一時停止標識の形状の違い、飲酒運転についての考え方の違い及び信号のある交差点のルールの違いなどの問題があると認識しており、わかりやすい標識の設置や日本の交通ルールの周知を図ることが必要である、このように考えております。

なお、国では、一時停止標識に英語表記の「STOP」を加えた標識の設置を本年度から開始しており、当市は外国人が多く訪れる観光都市ということから、全国に先駆けて27カ所の一時停止標識が新しい規格の標識に交換されているところであります。

次に、外国人の事故防止についてでございますが、市と交通安全協会により、外国人を含めた観光客が多く通

過する一時停止のある交差点に、英語表記「STOP」及び中国語表記の「停」と書いた啓発看板を設置しているほか、市内の宿泊施設、観光施設、レンタカー会社など、多くの外国人が訪れる場所に一時停止及び信号の通行方法、飲酒運転について英語、中国語、韓国語で作成したチラシを配置し、外国人への配布を依頼しているところであります。また、事故が多発するカーブなどにおいても、3カ国語で表示した警戒看板も設置するなどの対策をとってきているところであります。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

15番本間敏行君。

15番（本間敏行君） いま聞いたところ、全道的に厳しい中でもすごくよく対応されているなど理解しました。

そういう対応をしている中で、その経過や状況を調査した報告などがもし何かあれば教えていただきたいと思えます。また、そういう対応をしたことによって、効果としてどういう状況が生まれてきたのか、伺います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民生活部長長沢和之君。

市民生活部長（長沢和之君） 本間議員の御質問にお答えいたします。

いまの質問については、標識、看板の設置後の効果を測定していればということを受け取らせていただきます。

一時停止の看板につきましては、平成25年から13交差点で21枚を設置しております。その後、平成28年に、フラノマルシェ付近の交差点におきまして、同じ時間帯にレンタカーと一般車両という区分により、看板の設置前と設置後でその看板を認識するか、しないかということで、減速して停止し、左右を確認する状況について調査しております。その結果は、レンタカーにつきましては、設置前は37台中9台、24.3%が認識しませんでした。設置した場合は36台中2台、5.6%に減少しましたので、認識しないのが減った、認識したということになっております。一般車両については、ほぼ変わりなし、変化なしでしたので、外国人観光客を含めてレンタカーを使っているだろうという前提ですが、そういった面では標識の効果があったというふうに捉えております。

以上です。

議長（北猛俊君） 続いて、質問ございますか。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） よろしいですか。

以上で、本間敏行君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明14日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、萩原  
弘之君ほか3名の諸君の一般質問を行います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後2時29分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 13 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 佐 藤 秀 靖